

希望者は登録を！

住民票などの第三者交付時に本人へお知らせします

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録の有効期間は申請書の受付日の翌日から無期限です。

また、1月15日から「電子申請サービス」を利用した事前登録が可能になり、来庁することなく手続きが完了しますので、ご利用ください。

登録できる人／市内に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む）

通知を行う時／委任状による代理人請求や特定事務受任者（弁護士や司法書士など）の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時（裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く）

申請方法／市HP「電子申請サービス」から申請または、運転免許証など本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ

問合せ／同課証明・庶務グループ（☎47-8759）へ



マイナンバーカード

交付・申請などの休日・夜間窓口開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

とき／【休日窓口】 1月26日(日) 午前9時～正午

【夜間窓口】 1月28日(火)・30日(木)

いずれも午後5時15分～7時30分

ところ／窓口サービス課

内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など

問合せ／同課（☎47-8764）へ



受診はお済みですか？

国民健康保険特定健康診査

生活習慣病の早期発見・予防のための特定健康診査の受診期限が間近です。毎年の受診が大切ですので、まだ受診していない人は早めに受診をお願いします。

対象／40歳以上で、市国民健康保険に加入しており、今年度の特定健康診査を受診していない人 ※妊婦、6か月以上入院している人、すでに75歳になっている人を除く

受診方法／市の指定医療機関（市HPに一覧を掲載）へ事前に電話で予約し、受診票と保険証を持って受診 ※紛失などにより受診票の再発行を希望する場合は、国保医療課へ連絡

受診料／500円（今年度末時点での年齢が40歳の人は無料）

備考／受診期限後も集団健診などで一部受診できる場合あり

問合せ／同課（☎47-8132）へ

受診期限

1月31日



市HP

ひとりで悩まないでご相談ください

大垣市保健センター

「こころの相談」

＊とき／毎月第2火曜日 午前9時～11時

＊ところ／大垣市保健センター

＊内容／保健師による相談

＊申込／同センター（☎75-2322）へ

西濃保健所

「こころの相談」

＊とき／毎月2回 午前10時～11時30分 ※日時・場所は、申込時に確認してください

＊ところ／西濃保健所(江崎町)

＊内容／精神科医師による相談

＊申込／同保健所健康増進課（☎73-1111 内線278）へ



空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

次の3つのポイントを意識して空き家の管理を行いましょう。

ポイント① 空き家の適切な管理を！

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者（相続人を含む）や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を！

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空き家の将来を考える！

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却または、解体後の土地を売却するなど積極的な利活用をご検討ください。

空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の家屋（空き家）を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォーム後の空き家または取り壊した後の土地を譲渡した場合、その譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます（適用期間：平成28年4月1日～令和9年12月31日）。

なお、令和6年1月1日以降の売却物件については、売買契約などに基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、耐震リフォームまたは空き家の取り壊しの工事を行った場合も、控除の対象となります。

譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額－取得費－譲渡費用[除却費等]－特別控除3,000万円)×20%

※不明の場合、譲渡価額×5%

制度のイメージ

※譲渡価額要件：1億円以下

売主が工事を実施

耐震リフォーム※耐震性がある場合は不要

譲渡

空家の譲渡所得3,000万円特別控除

相続した空き家

※被相続人が1人で住んでいた家屋とその敷地

取り壊し

更地

譲渡

買主が工事を実施

※令和6年1月1日以降の譲渡が対象

耐震リフォーム※耐震性がある場合は不要

空家の譲渡所得3,000万円特別控除

相続した空き家

※被相続人が1人で住んでいた家屋とその敷地

譲渡

空き家

取り壊し

更地

被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるには、大垣税務署への申告手続きが必要です。

税務署への申告には、相続した家屋などが所在する自治体が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要です。

適用要件や発行手続きなどについては詳しくは、市HPをご確認くださいか、住宅課（☎47-8184）へお問い合わせください。

空き家 発生抑制

検索